

地域包括支援センター事業評価システムについて

1. 地域包括支援センターの効果的な運営の継続に向けた法整備

(改正後) 介護保険法 第115条の26第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

(改正後) 介護保険法 第115条の46第9項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 茅ヶ崎市における事業評価システムの目的及び考え方

○包括的支援事業は本来、市町村が行う事業であり、地域包括支援センターが事業を実施するにあたっては、市が目指す組織目標に沿ったものである必要がある。

○地域包括支援センターが目標達成にあたって、課題に直面しているようであれば、それを乗り越えることができるよう、適切なフォローが必要。

⇒地域包括支援センターという組織の育成を主眼とした事業評価システムを導入する。

3. 事業評価を実施することによるメリット

○市が掲げる組織目標を地域包括支援センターも目指すべき道標とすることで、地域包括支援センター及び職員が適切な役割意識を持って行動し、成長することができる。

○加えて、積極的に困難な目標に挑戦したり、独自事業を実施する地域包括支援センターを高く評価できるようなシステムにすることで、チャレンジャータイプへと意識改革を図ることができ、結果的に行政サービスの向上につなげることができる。

4. 事業評価方法

※資料○「地域包括支援センター事業評価システムイメージ」参照

5. 平成26～28年度事業評価システム運用スケジュール

※資料○「平成26～28年度事業評価システム運用スケジュール」参照